

平成 27 年 11 月 17 日

関係施設 施設長 様
事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

介護保険施設等における入所者等のマイナンバーの取り扱いについて

日頃は、本市高齢福祉事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。見出しの件について、下記の通りご対応をお願いいたします。

記

1 趣旨

介護保険施設等における入所者等のマイナンバーの取り扱いについて、最低限遵守すべき事項を定め、特定個人情報の保護を図る。

2 適用範囲

(地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

3 方針

(1) 通知カード等の管理

- ・原則として、本人、成年後見人または家族が管理する。
- ・施設で管理することとなった通知カード等は、預かり金等の貴重品と同様に所定の手続きを踏んだ上で、番号が見えないよう封筒等に入れた上で、金庫等で厳重に保管する。
- ・その他の取り扱いについては、預かり金等の貴重品の管理と同様とする。

【裏面へ続きます】

(2) 個人番号の使用（申請書の記入代行等）

- ・原則として、本人、成年後見人または家族が行う。
- ・本人、成年後見人または家族から委任を受けた場合のみ、委任関係を書面により明らかにした上で、記入代行および申請の際の確認証書等の代行提示をする。

4 その他

厚生労働省から指針等が示された場合には、改めて対応する。

（ 介護保険課指導係
TEL(052) 972-2592 ）